

## **[事案 2019-319] 新契約無効請求**

・令和2年11月6日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

希望していた内容の保険ではなかったことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成29年12月に契約した定期保険3件について、契約時、募集人に対して、退職金の積み立てを目的として、①64歳位で積立金額のピークがくること、②積立金額は1,000万円から1,500万円程度になること、③保険料は全額損金処理できることが望ましいがそれには拘らないことを伝えていたにもかかわらず、全額損金扱いとなる積立金額しか提案されず、本契約の積立金額が上記②より不足していたので、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人は、全額損金処理できることを特に強く希望しており、募集人は、これを踏まえて本契約を提案し、設計書等で解約返戻金額等を説明しており、申立人は納得して本契約に加入していることから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明が不適切であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。